

発達障害編

1. はじめに

発達障害には一般的に自閉症、注意欠陥・多動性障害(AD/HD)、学習障害(LD)が含まれますが、医療機関に受診する場合に最も大きな困難を呈するのは自閉症の人たちです。自閉症には知的障害を伴う場合と伴わない場合があり、伴う場合の方がより困難性が高いものの、障害特性の本質は共通しています。以下、発達障害児者の医療機関受診に係る現状、対応、課題について私論を述べます。

2. 自閉症や発達障害の人の特性

自閉症の主たる特徴としては、他の人の気持ちを読み取ることや相互的やり取りが困難、言葉及び身振り表情などを使って他の人とコミュニケーションすることが苦手、物や手順にこだわるなどがあります。さらに、感覚の特徴(聴覚、視覚、触覚、味覚、嗅覚などが敏感もしくは鈍感)、注意の向け方として細部を見て全体を見るのが苦手、得意なことと不得意のことの差が大きい(能力のアンバランス)などの特徴があります。

一言でいうと、理解の仕方や五感の感じ方が違うため、社会生活上のいろいろな困難が生じているのですが、その困難さは時として一般的な人の想像をはるかに超えています。例えば聴覚の過敏さについては、大きな音に対してうるさいと感じるよりも激しい痛みのように感じて、長時間にわたり強い精神的ダメージを受ける人もいます。このような人に対しては、音に対していくら配慮しても配慮しすぎるということはありません。

3. 苦手なことの理解と支援のための基本的姿勢

言葉を聞いて理解するのが苦手、イメージが持てない、見通しが持てない、感覚が過敏、いやな経験が残りやすい、じっとしていることができない。そのため、暴れる、パニックになる、待てられない、その結果として、検査や治療ができないといったことがしばしばあります。

このように列挙して書いてみても、自閉症、AD/HD、LDは一般の人が全く体験したことがなく、今後体験することもない障害であり、一般の人は実際に本人たちに接し、観察し、最大限の想像力を駆使してその実態を少しずつ理解していくしかありません。

外見からわかりにくいいため、誤解されることが非常に多く、しばしばわがままな子どもや人として認識されてしまいます。医療関係者は、発達障害は先天的な脳の機能障害に起因していること、親の育て方が悪くて生じた障害ではないことをしっかりと知ることが重要です。もし診療がうまくいかない場合は、その原因がすべて本人や親にあるのではなく、医療者側にも原因がある、自分たちの工夫が足りないという意識を持つところから第一歩が始まります。

4. 配慮の原則と工夫例

- 1) 言葉よりも視覚的な方法を使う: 言葉の説明だけでなく、具体物、写真、絵、文字で示すことや、モデル、実演が有効です。ただし、一人ひとり理解の仕方が違うので、一つの方法ですべてうまくいくとは限らず、いろいろな方法を用意しておく必要があります。
- 2) 具体的に指示する: 「もう少し我慢なさい」などといったあいまいな指示よりも、「あと5分」、「あと100 数えるまで」といった具体的な指示の方が分かりやすいことが多いです。
- 3) 経験しておく: CTやMRIなど見たこともない検査を予め下見をしておく、採血検査の前に自宅でゴムの駆血帯を巻いて練習してみる、経験のない検査のビデオを見せておくなどして、少しでもイメージや見通しを持たせるようにすることが効果的です。特に日常では経験したことのない感触のもの（腹部エコーのゼリーとか、心電図の電極など）を予め用意し自宅で体験しておくといいです。
- 4) 検査や処置全体のスケジュールを明確にする: 全体の作業行程の絵や写真を一覧表にして終了した部分を消していくとか、治療に必要な道具を全部並べておいて終わったものを片付けていくことにより、見通しを持つことができます。
- 5) ご褒美を用意する: 一つの検査や治療が終了後のお菓子やゲームなどのご褒美を約束することも効果があります。
- 6) 自発性を最大限尊重する: 治療や検査が緊急でない場合、本人に治療の日程を決めてもらったり、可能な範囲で処置の順番を選択させると、自発性が高まる場合があります。
- 7) 待ち時間への配慮: 待ち時間が苦手な人は多く、予約時刻を正確に守る、待合室以外で待つなどの配慮が極めて有効です。

これらの例はほんの一部に過ぎません。末尾に文献を添付しますので参考にしてください。一人一人の個人差が非常に大きいので、一つの方法でうまくいかなかったり、あきらめることなく、無理することなく繰り返し工夫をすれば、検査や治療ができる確率がかなり高くなります。

5. 医療体制に関する課題と展望

1) 誰が医療の承諾をするのか

一般的に、患者さんが診療を受ける際に理解していることが望ましい事項としては以下の3点があげられます。

- ① 検査手技や治療の方法・段取り
- ② 検査手技や治療の意義・効果
- ③ 検査や治療の必要性、さらに病態や予後

この中で③についての正確な理解は、知的障害のある自閉症の人にとってはかなり困難です。そのことを理由として、多く場合、本人の意思とは関係なく、親や家族、支援者、時に後見人が医療の代諾を行っている場合が多いのが現状です。その点についてはある程度やむを得ないかもしれませんが、少なくとも①について、事前に可能な限り分かりやすく説明し、本人が納得できる方法を実施していく必要があります。

す。うまく検査や治療ができた場合、本人にとって達成感という意義が得られ、さらに、治療効果を実感できた場合には②や③を体感することができます。

実は、一般の人にとっても③を正確に理解することは必ずしも容易でなく、自分の過去の体験や見聞に基づく情報や医療機関への信頼などにより判断しています。医師の促すままに承諾する場合がありますが、逆に専門家の立場から見ると最悪に思える選択をする患者さんもいて、それも本人の選択の自由の範囲に含まれます。

障害のある人であっても、できるだけわかりやすい情報提供とそれに基づく適切な体験ができるように用意することが、判断支援のあるべき道だと思います。

2) 困窮する医療機関とバリアフリー

以前と比べて、経営が厳しくなっている医療機関が増加しています。業務の効率化やコスト削減の意識が過剰に高まっていて、医師、看護師、パラメディカルの人たちが患者さんに対してゆっくりと工夫をしている時間も、精神的余裕も削りとられてしまい、手間のかかる障害者の医療は敬遠されがちです。

しかし、最も診療が困難である自閉症や発達障害、知的障害の人に対する医療行為の工夫は、障害者全般、高齢者、小児に対する医療のバリアフリーとして大変役立ちます。さらに、すべての患者さんが納得して検査や治療を受けるための医療の質向上に役立ち、最終的には医療の効率化にも寄与することになります。

3) 情報の共有と啓発

医療機関において、障害者に対する医療のバリアフリーに関する情報の共有はまだまだ乏しい状況です。歯科の分野では、多くの先人の慧眼と努力により、日本障害者歯科学会をはじめとして、障害者に対する歯科医療の研究や情報の蓄積についてのしっかりとした体制が作られています。それに比べて一般の医科医療では関係者が問題意識を共有する場自体がほとんどありません。今後、医療のバリアフリーについての情報を集積し、医療機関から見ても納得できる実現可能な合理的配慮やインセンティブを検討し、共生社会における医療を探求する場を作ることが望まれます。

参考文献

- 1) 大屋 滋、宮原一郎: 自閉症児・者に適切な医療を—その工夫と志— 医療機関でのサポート: 受診編. 実践障害児教育 vol.406, pp26-29. 学習研究社, 2007.
- 2) 大屋 滋: 医療機関における自閉症や知的障害のある人の支援(平成 16-18 年度千葉県障害者の総合健康診断及び人間ドックを進めるモデル事業報告書). 千葉県, 2007.
- 3) 大屋 滋 編著: 発達障害のある人の診療ハンドブック 医療のバリアフリー(平成 19 年度厚生労働科学研究主任研究者 堀江まゆみ, 分担研究者 大屋 滋). NPO 法人 PandA-J, 2008.
- 4) 大屋 滋: 医療受診のバリアフリーに必要なコミュニケーションの工夫. 都市問題. 100(5), pp62-71, 東京市政調査会, 2009.
- 5) 大屋 滋: 急性期医療における発達障がいへの対応. 小児看護 vol.35 No.5, pp607-614, へるす出版, 2012.

(旭中央病院脳神経外科 ・ 千葉県自閉症協会 大屋 滋)

編集者註:国土交通省より「知的障害、発達障害、精神障害のある方に対応したバリアフリー化施策」として、「対応ハンドブック」ならびに「施設整備のポイント集」が作成され公開されています。

医療機関での対応(接遇)ならびに施設整備の方法としてまとめられたものではありませんが、写真や図が豊富で、基本的な考え方について参考にすることができます。

公開ページ

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

「対応ハンドブック」直接リンク

<http://www.mlit.go.jp/common/000043355.pdf>

「施設整備のポイント集」直接リンク

<http://www.mlit.go.jp/common/000045596.pdf>

公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団

<http://www.ecomo.or.jp/index.html>

公共交通機関のバリアフリー情報が検索できる「らくらくおでかけネット」が提供されており、来院の際に取ることのできるよりバリアの少ない経路を検討することにも活用できます。また、公共交通機関で使用することを考慮したのですが、「コミュニケーション支援ボード」のダウンロード等もできます。

難病編

まえがき

私は、合理的配慮には、配慮側の“表情・言葉・振る舞い”などの、人的な要素も含まれると考えます。

まず、本稿に記した個々のエピソードは、失礼ながら

「私というALS患者(全身麻痺・人工呼吸器並びに胃瘻装着者)が、医療機関において不服あるいは不快と感じた経験、あるいは、患者仲間の同様の体験に基づくもの」

とさせていただきます。

従いまして、文中に記す“患者”とは、概ね「喋れない、全身麻痺」の人々を指し、“問題点”と記したところは、それらの人々のパトス(激情や苦悩、受苦、受難)を、私が代弁したものとお考え下さい。

『合理的配慮』を要するケース1

①問題点：患者から依頼されたことを、医療従事者(看護師・介護士)が、返事もせずに黙って実行する
入院患者は、意思伝達装置(たいていはパソコン)の画面上に「机を前にして下さい」など患者がその時必要としていることを書くのですが、その際に医療従事者が患者の要望することを確認するための復唱すらしなまま処理を実施することには問題があると認識しています。

②問題とする理由：患者が「脅え」「怒り」などの、負の感情をいただくから

患者は、「行動が制限される分、孤独で内省的になり、感覚的にも敏感・繊細になる」と、高橋正雄氏(筑波大学教授)が書いています。要望されたことを黙々と処理する医療従事者の姿を見せられると、患者は「怖い人だ」と脅えるか、「この人は何を怒ってるんだ！ 私がなにをしたというんだ！」と怒りを覚えるかのどちらかになるのではないのでしょうか？

もしあなたの部下が、あなたの依頼に対して黙し始めたらどうでしょう。何も感じない人は稀なのではないのでしょうか？ 患者が黙しているのは、後々の不便を考慮しているからです。

③すべき配慮：患者の要望を復唱する

これほど簡単にして労力もかからずに済む、『合理的配慮』はないと思います。

④注意点：復唱したとしても、患者に聞こえないのでは、しないのと同じ

復唱して確認する場合でも、つぶやくのでは患者には聞き取れず、確認をしていないのと同じことです。確認をする際には、はっきりとした口調で、語尾まで患者に聞き取れるようにすることを希望します。

以前私は、私より一回り以上若い医療従事者が、私の依頼したことをし終えた際に「いい？」「大丈夫？」と、状態を確認してくることにいさか立腹して、「『…ですか？』とは、言ってくれないのかね」と尋ねました。ところがその人は、「言っている」というのです。

女性や高齢の患者だったら、要望がしっかりと相手に伝わっているのかどうか、私のように尋ねることができるのでしょうか？

『合理的配慮』を要するケース2

①問題点：患者から依頼された用事が済むやいなや、退室してしまう医療従事者(看護師・介護士)がいる

入院中のある晩のこと、尿意を催した私は、当然のことながらナースコールを鳴らしました。ところが、誰も来てくれる気配がありません。

そこで私は、失禁した時のことを考え、何回もナースコールを鳴らしました。小一時間ほど待たされた挙句、来てくれた医療従事者は、尿瓶をあてるだけで去ってしまいました。そのとき、実は私のナースコールが故障で鳴らなくなっていたとは知らずに……。

②問題とする理由：患者が困る状態になっている場合があるから

- a. 患者が困っていることに気づかれぬままにされる場合がある
- b. 来た直後に再びナースコールを鳴らすと、よほど忙しいのか、怒り出す医療従事者がいる
 - ・ 気の弱い患者であれば、次回は鳴らせない
 - ・ 気の強い患者であれば、医療従事者と争いとなり、「あの人は短気だ」というような、その患者が不利益を被るような申し送りをされて、それが虐待につながることもある

③すべき配慮：患者から依頼された用事の処理が済んでもすぐには帰らず、追加の用事がないか確認する

ケース1と同じく、これほど簡単にして労力もかからずに済む、『合理的配慮』はないと思います。

④注意点：追加でなされた依頼を、忙しさを理由に、恩着せがましくやらない

こういった態度をとられることにより、依頼した患者は、その医療機関への信頼を失くします。

『合理的配慮』を要するケース3

①問題点：医療従事者が、怒った顔で処置をする

このことの改善をないがしろにしますと、医療機関はいささか困ったことにもなりかねません。それは、フェイスブック®などのソーシャル・メディアに、「いつも怒っている職員がいる病院」という情報が書き込まれ、その情報が友達から友達へと社会に波のように広まっていくと、最後は押さえがきかなくなるからです。行政の担当者も書き込みを目にしているかもしれません。

もちろん良い情報も社会に広まりますが、やはり悪い印象は広まりやすく、なかなか拭えないものです。だからなおさら改善が重要なのです。

②問題とする理由：ケース1の理由と同じで、患者は、医療従事者の怒り顔を目で捉えた瞬間、「怒り」を感じるか「恐怖」を覚えるから

「怒り」はまだしも、「恐怖」については、それを「心理的な虐待」ととらえる方もいます。

③すべき配慮：医療従事者は、怖い顔をせずに処置をする

口角を上げる、それだけのことです。コストもかかりません。

④注意点:口角を上げることを習慣化させる

デパートは、毎日その訓練をしていると聞きます。他の業界を真似することをお勧めします。

『合理的配慮』を要するケース4

①問題点：いまだに「絶対者」としての態度で、患者に接する医療従事者(たいていは医師)がいる

最近少なくなったようにも感じますが、それは私が還暦が見える歳になっただけのことかもしれません。

さて、このことを一番問題視していると思うのは、“患者学”の講義で著名な高柳和江氏(放送大学客員教授)ではないでしょうか？高柳氏はクウェートで「医師と患者とは、神の下において、完全に平等である」ということを、在住して10年かけてその骨身にしみて感じたそうです。ゆえに、日本の「絶対者化」している医師の在り方に、患者の迎合も含め苦言を呈しています。

②問題とする理由：患者が、くつろいだ入院生活をおくれない

家庭での患者は、「自分が周囲の支援や犠牲のもとで生かされていることを自覚していて、謙虚な態度で生活をしている」方がほとんどです。もちろん、例外を絵に描いたような方はおられますが、たいていの方は謙虚です。

健康な人であれば、「たまの休日、くつろごう」といった会話も家人とかわすところでしょう。ですが、病人は「たまの休日」の所が、「家族に介護休暇を与えるための入院」となり、「くつろごう」の所が、「緊張する！」になってしまうのです。なぜなら、病院には、『絶対者』としての態度で、患者に接する医療従事者がいる」からなのです。

入院中、私一人の病室で、音量を小さ目に音楽を楽しんでいた所、若い医療従事者が突然乗り込んできて、矢庭に「ここは病院です。音楽を聴く所ではありません！」と、言い放ったことがあります。驚きました。病室で、音楽を聴くことは、許されていたからです。

③すべき配慮：医療従事者は、「医療従事者と患者は、完全に平等である」ことを、患者に示す

これを行うことにより、患者は緊張もすることもなく、おおらかな気持ちをもって、「自己決定」を医療従事者に伝えられると考えます。

④注意点：「絶対者」としての態度で、患者に接しない

人間は、なかなか習慣化できない動物なのは判ってはいますが、これをしていただかないと患者の安息の場はなくなってしまうのではないのでしょうか？

先日、政府の会議にも参加しているある経済学者が、「『医療・介護』産業の創造的破壊こそが成長戦略のカギを握る」と言いました。

このことは、私見ですが、『医療・介護』産業が、いつになるかはわからずとも、「既存の秩序に守られる」ことはなくなることを意味しています。

それにより病院は、民間での接客を見習い、患者への対応の改善を求められる可能性があると思えます。

ちなみに、一君万民論(いっくんばんみんろん)という、明治維新の原動力となった思想があります。それは、ただ一人の君主にのみ生来の権威・権限を認め、その他の臣下・人民の間には原則として一切の差別・身分差を認めないとする思想・主張です。

今の時代に、「士農工商」の江戸時代を感じさせる場所は病院だけです。せめて、「明治時代の文化を病院に」と、思うのは私だけでしょうか？「ふざけるな！」と、思うあなたも“これでいい”とは思ってはいないはずです。

『合理的配慮』を要するケース5

①問題点 : ある病院では、入院患者に一律の服を着せているという

これを知り、皆さんの脳裏をよぎったのは、ナチのユダヤ人収容所ではないでしょうか？

②問題とする理由 : 患者とて人間。お洒落をしたい日もある

私は 2006 年に出版した共著書の中で「ALS患者にもお洒落を！」と声をあげ、“アロハシャツをパジャマにしよう”を標語にしたような『アロパジャ』を提唱しました。モットーは、「不意の客にもドンとこい！」です。これ、この通りなんです。同じ病院にいらっしゃる女性患者の皆さんの胸中やいかばかりか。穏やかであろうはずはありません。

③すべき配慮 : 患者ご本人が、その日着たい服を着せて差し上げる

たったこれだけなんですけど…。それができない理由があるのでしょうか？ 上にあげた病院は「患者は一律の服を着ることに同意して入院してきた」を盾にすると思いますが、患者は、諸々の事情で「ここに入院せざるを得なかった」ということでしょう…。

『合理的配慮』を要するケース6

①問題点 : 医療従事者が、喋れない患者にとって、すみやかに返事としての合図が出来ない質問文を、患者に投げかける

例) 医療従事者が、何かで患者が寒さを感じているのでは考えた時にする質問

I のパターン : 医療従事者自身の体感を質問のニュアンスに入れなければ

a. 寒いですか？⇒患者が寒いと感じていた場合 > 速やかにハイの合図が可能

b. 寒いですか？⇒患者が寒いと感じていない場合 > 速やかにイエエの合図が可能

II のパターン : 医療従事者の暑いという体感を質問のニュアンスに入れてしまうと、質問に“意外だ”というニュアンスが入り

c. 寒いのですか？⇒患者が寒いと感じていた場合 > 患者は戸惑う

d. 寒いのですか？⇒寒いと感じていない場合 > 速やかにハイの合図が可能

III のパターン : 医療従事者の寒いという体感を質問のニュアンスに入れると、質問に“同意”を求めるニュアンスが入り

e. 寒いんですよね？⇒患者が寒いと感じていた場合 > 速やかにハイの合図可能

f. 寒いんですよね？⇒寒いと感じていない場合 > 患者は戸惑う

②問題とする理由 : 医療従事者が、その質問に何らかのニュアンス(言外の意図や期待)を入れると、患者が合図に戸惑う場合があるから

戦前のアメリカ・シカゴで活躍していた社会心理学者ミードの自我論では、「人間はまず、聴覚で捉えた言葉を“他者の期待”としてそのまま受け入れ、次にそれに対する反応がなされる」としています。この例では、“他者の期待”はIIの「意外の逆さの返事」と、IIIの「同意を求めるに相応する返事」となります。

私が問題視するのは、ミードの自我論が妥当なものであるとの前提条件はつきませんが、患者が医療従事者の期待に応えられない場合、患者の過去の経験がバイアス(暖房の使用を拒否されたなど)となり、返事としての合図に戸惑うという点です。勿論、会話によるコミュニケーションがはかられれば、別です。

なお、ミードの思想は、21世紀という現代の状況に対して、新しい人間と社会のあり方、そして新たな思想と科学のあり方を示唆するものとして注目されています。

③すべき配慮：医療従事者が、質問を患者に投げかける場合、質問にニュアンスを入れない

④注意点：以下のような場合も、患者は戸惑う

例) 医療従事者が、ニュアンスをつけずに「(散歩)に行かない?」と患者に聞けば、これも患者は返事の合図に戸惑います。

これは、質問文に“ない”という、打ち消しの助動詞を、無意識のうちに嵌入したからと考えます。「(散歩)に、行きませんか?」が、患者が戸惑わずに、“ハイ”“イエ”の合図が出来る質問だと、私は思います。

また、実はこの質問文は、医療従事者が、この「(散歩)に、行かない?」と患者に聞いた時、患者が“ハイ”の合図をして答えたのにもかかわらず“イエ”と受け取り易い質問文なのです。それを言葉に出来ない患者は、ただ黙って医療従事者の意志に従うだけなのです。

編集者註：このような質問文を否定疑問文と呼びます。否定的な形を用いることで「催促」や「依頼」「諭し」などの、質問者の何らかの意図が暗示され、肯定的な内容(文の内容を肯定形にしたときに表される内容)が、質問相手に対して期待されていると解されます。日本語を母語とし複雑な言語での回答が容易である、依頼等に応じた行為を取ることが容易である人の間では、日常的に用いる表現です。この例では、質問者である医療従事者の考えを前面に出さないように(患者さんに対して押し付けにならないように)と配慮して、誘いかけの意味で否定疑問文を用いたものと推察しますが、実際のコミュニケーションでは否定疑問文に対しては単に“ハイ”“イエ”とで応答するとは限らず、依頼等に依った行為をすることが要求されます*。したがって、上記からは、行為をともなって応答することが困難である人にとって、ご本人の意思を確認する際には、韻律をはっきりさせる、否定疑問文に代わる質問を行うといった工夫が求められると言えます。上記の例では「〇〇さんは散歩に行きますか?」、あるいは、話者の勧誘の意図を強めたいならば「〇〇さんは私と一緒に散歩に行きますか?」のように、“ハイ”“イエ”で答えやすい疑問文を用いることが、後者の例として適当でしょう。また、このような、質問文の形をとって言外に話者の意思を含めて伝達しようとすることは、発達障害の一部の人など他の障害のある人にとっても十分に理解することは困難です。(*参考文献：楠本徹也、東京外国語大学留学生日本語教育センター論集、1994。ほか)

『合理的配慮』を要するケース7

①問題点：患者が答える間がないほどの、医療従事者が矢継早に質問をする

これも実際に、経験してみないとわからないと思いますが、双方に不利益をもたらします。

②問題とする理由：困った患者は質問を黙殺。それにより、医療従事者は当該患者の処置に必要なデータが得られないから

私は胆石と頻脈を持病としていましたが、病院に担ぎ込まれる前に救急車で質問攻めにあい、病院でも質問攻めにあい、結果、私は目をつむりやり過ごすことにしました。これが、双方に不利益をもたらすことは、自明のことです。

③すべき配慮:ゆっくり一つづつ質問をする

とにかく、これだけのことなんです。

『合理的配慮』を要するケース8

①問題点：患者の要望を、医療従事者が理解できない

これは、医療従事者が患者の要望を(A)意思伝達装置の画面に表わされた文章、あるいは、(イ)文字盤

を用いた意思表示では理解できない状況をされています。年配の患者の中には、(ア)はおろか、(イ)でさえできない方もいます。

②問題とする理由：コミュニケーションの崩壊により、患者が心理的虐待を受けたと感じる場合があるから

年配の方ですと、前述のように意思表示に(ア)も(イ)も使えない方がいます。その場合には、患者の意思確認のためには患者の表情を読み取るしかありません。

ある病院に、それこそ病棟中に響くような声で、年配のALS患者さんを怒鳴りつける医療従事者がいました。その人は夜勤のたびに、その患者さんともめるのです。原因は、その医療従事者がその患者さんの枕の位置をうまく合わせられないことでした。これはあまりにもひどいという状態になった時、ようやくその怒鳴り声は消えました。きっと誰かが注意したのでしょうか。これが、「患者の要望を、医療従事者が理解できない」時に起こる現象なのです。

③すべき配慮：表情を読み取る

患者ごとに、「この表情の時はこれを求めている」という情報を共有するディスカッションをした後、リスト(コミュニケーション・カルテ)を作成するのがよいと考えます。当該の患者と理解し合っている医療従事者と、同程度のコミュニケーションが図れるツールとしてのカルテです。

ところで、ビジネスの手法となりますが、多くの情報を共有するには、オフサイトミーティング*をなさることをお勧めします。医療・介護現場の現場にはそぐわないかもしれませんが……。

*著者註：オフサイトミーティングとは、活発な議論を促すために、あえて社外に場所を移し、日常の喧騒から離れた特別な環境で集中的にミーティングを実施することを指します。

④注意点：客観的な考察

主観的な感情を排除したときに、すべき配慮が見えてきます。「頭にきた！ふざけるな」では、生じた問題を深刻化させてしまいます。

『合理的配慮』を要するケース9

①問題点：その患者独自の「して欲しいこと」を、医療従事者が無視する

- 例)
- a. 患者は、車椅子に移乗後、背もたれを上げる時にはひざを押さえて欲しいのに押さえない
⇒体がずり落ちる。
 - b. 患者は、体位交換時には、ベッドをフラットにして欲しいのにしない
⇒体がずり落ちる。
 - c. 患者は、頭を持ち上げ枕を肩につけて欲しいのに、そのまま引き下げる
⇒頭が反り返り首を痛める。

など、色々あります。

②問題とする理由：医療従事者が、その患者独自のして欲しいことを無視をしたがため、患者が虐待あるいは心理的虐待を受けたと感じる場合があるから

誰でもそうでしょうが、私も、机を真っ直ぐにしないとパソコンが打ちにくくなります。その意味では、独自のものとはいえませんが、関連する事象として記します。

ある病院での経験です。私の机(ベッドデスク)が斜めになっていました。しかたなく、ナースコールを鳴らしました。来たのは気の短い医療従事者。私は、諦めて「机の斜めを直して下さい」と、意思伝達装置の画

面に書きました。

一回目、上手くいきません。そこで再び直してくれるように依頼しました。その時でした。その医療従事者が、何か叫んだと思ったら机を蹴飛ばしたのです。そして、きびすを返し、啞然とする私を尻目に、病室を出て行ったのです。忘れられません。

③**すべき配慮**： その患者独自のしたいことを、医療従事者は、速やかに把握する

これも患者別に、その患者独自のしたいことの情報共有のディスカッション後、リスト(コミュニケーション・カルテ)を作成するのがよいと考えます。

④**注意点**： 患者が突然、以下の言葉を本来の用件の前に付けるようになったら、同僚の誰かがその患者に対して、何か道理に外れたことをしたのではないかと疑う

- ・ 恐れいりますが、
- ・ 恐縮ですが、
- ・ ご迷惑をおかけ致しますが、
- ・ 申し訳ありませんが、
- ・ お手数をおかけしますが、

(株式会社アース サボテン六高台 船後靖彦)

参考資料

発達障害の診療を実施する小児科において、子どもの保護者の理解と協力を得るために医療従事者が実施することができる合理的な配慮

文献：堀口寿広ら：臨床精神医学 39(9), 2010.より引用改変

いつ	どんなことがあったか	それに対して実施できる合理的な配慮
予約	来院しないため、確認すると、予約した日時を忘れていている	予約日時を書いたカードを渡す 予約カードを診察券に貼り付ける
	予約した時間を過ぎて来院するが、弁解もなく平気な顔をしている、いつも遅れてくる	
診察	時間に対して厳格さを求め、予約した時間を少しでも過ぎると不満を述べる	
	「・・・はどうですか？」など、開かれた質問には適切に答えられない	具体的な例、選択肢を提示して質問する
	質問に対する聞き返しが多い	ゆっくりと話す
	簡潔に、起承転結を持って説明することができない。いったん話がそれると元に戻らない	話の糸口(5W1H)を提示して項目ごとに尋ねる
	話の中に独特の言い回し、語句がある	どのような意味合いで使用しているか確認する
	たとえ話が通じない	「たとえば・・・」「・・・のような」といった表現を用いない
	診察中、熱心にメモを取る、医師との会話を録音する	診察終了時に話の内容を確認するだけでなく、次の診察時には前回の内容の確認をする
	「どうして〇〇と診断できるのか？」と批判的で診断に納得しない	診断や検査の意味を再度説明する
治療・対応方法の説明	検査結果に納得しない	
	提案した家庭での対応に同意するが、実際には実施しないか、長続きしない	保護者自身が子どもとして経験したことを踏まえて、具体的な支援を提案する
	あれこれと助言や指導を取り入れようとするが、どれもうまくいかずに落ち込んでしまう	
	思い込みが強く、マニュアル通りに子育てを実施しようとする。新しい助言などは入らない	具体的な指標をもとに治療目標を提示してみる
診察後の行動	マニュアルやガイドラインなどを持参して、記載通りの治療や手順を求める	
	次回の予約を取らずに帰ってしまう	予約日時を書いたカードを渡す 予約カードを診察券に貼り付ける
	紹介先の病院や相談機関に行く手順を理解できず、すべて「やってもらえる」と思って待っている	保護者がどのように行動するべきか、口頭で説明するだけでなく、簡潔な記載で手順を記載した紙を渡す

(国立精神・神経医療研究センター 堀口寿広)

参考資料：障害者の権利擁護に関する各地の条例(抜粋)

<p>条例の名称</p>	<p>障害のある人もない人も共に暮らす千葉県づくり条例(平成18年10月20日条例第52号、改正平成24年3月23日条例第22号)</p>	<p>山梨県障害者寄住条例(平成5年10月14日条例第30号)</p>	<p>行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例(平成16年12月24日条例第20号)</p>	<p>北海道障がい者及び障がいの権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例(平成29年3月31日北海道条例第50号)</p>	<p>障がいのある人もない人も共に生きる岩手県づくり条例(平成22年12月14日岩手県条例第59号)</p>	<p>さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例(平成23年3月4日条例第6号)</p>
<p>制定までの経過*</p>	<p>第三次障害福祉計画にて条例の必要性について言及し、平成18年9月から12月に事例募集を実施し、平成17年1月に障害者差別をなくすための研究会が立ち上げられ議論が行われた。並行して各地でタウンミーティングや勉強会が開催された。平成18年2月の県議会に提出されたが条例案に反対する声があり継続審議となり、再度検討したうえで平成18年10月県議会に再度提出、全会一致で可決成立した。</p>	<p>県担当課職員有志にて草案を起草されたが、他の課からの抵抗があり、最終的にはハード面の規定を主とした条例となった。</p>	<p>平成18年11月にCDP北海道ブロック会議のセミナーで条例の必要性が参加者に共有された。平成20年(2008年)から福祉団体関係者からの働きかけで道議会自民党が研究会を設置、当事者との間で議論が開始された。続いて道議会民主党もプロジェクトチームを発足させ、関係団体からヒアリング、タウンミーティング、障害者アンケートなどを実施し、最終的に条例案を一本化し、議員提案として県議会へ提出された。平成21年3月に全会賛成で成立した。成立後も道内各地でタウンミーティングを開催し説明を行った。</p>	<p>平成19年10月に大田田氏を中心とする「障がい者への差別をなくすための県条例の制定を道民の会」が11月の県議会に条例制定の請願を提出した。その後の経過は、道民の動きを見守りたいとの理由で継続審議となった。県府成会にて野澤氏を招いての勉強会、翌20年1月に事例募集のアンケートを実施し、県議会環境福祉常任委員会では1月と2月に継続審議の判断、4月の委員会で請願が採択され、6月の県議会で請願は採択された。その後県の担当課と当事者団体等との間で、条例案作成の作業をどう進めようかと決まらなかった。平成22年3月に県議会に各党派から参加した条例研究会が発足、議員発議の条例案がまとめられ、パブリックコメント、住民説明会を経て12月の県議会定例会で条例案が可決された。</p>	<p>平成21年5月、現市長の清水氏が1期目の立候補時に条例の制定をマニフェストに掲げた。同年1月に障害者寄住地協議会に諮問、宗澤氏を委員長とする1人1人の後援専門委員会を立ち上げると共に、並行して事例募集を実施し、22年3月より各所で100人委員会を開催して「ルーブロー」の結果を吸い上げて委員会の議論を進めた。9月に中間報告、10月から市役所のタウンミーティング、11月にはパブリックコメントを実施した。23年2月の定例議会に提出されることとなったが自民党が修正案を提示した。結局、委員会での採決直前に自民党が修正案を取り下げ、全会一致で可決した。</p>	<p>平成23年3月施行、同年4月全面施行</p>
<p>年および動き</p>	<p>平成19年7月1日施行</p>	<p>平成6年10月1日施行</p>	<p>平成16年12月24日成立、平成17年6月1日施行</p>	<p>平成21年3月31日(一部)施行、22年4月1日全面施行</p>	<p>平成22年12月14日施行、23年7月1日全面施行</p>	<p>平成23年3月施行、同年4月全面施行</p>
<p>障害の定義</p>	<p>第二条 この条例において「障害」とは、障害者基本法に規定する障害及び同条第二号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。</p>	<p>身体又は精神に障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者</p>	<p>障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する者で、18歳以上のものをいう。</p>	<p>第2条 この条例において「障がい」とは、障害者基本法に規定する障害をいい、「障がい者」とは同号に規定する障害者をいう。 2. この条例において「障がい児」とは、障がい者のうち、18歳未満のものをいう。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 障がい 障害者基本法に規定する身体障害、知的障害又は精神障害、高度脳機能障害その他これらに類する障害があることに伴い、その時々の社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。</p>	<p>(障害) ア 障害者基本法に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害又は発達障害者支援法に規定する発達障害 イ アに掲げるもののほか、心身の機能、身体の器管、肢体又は肢體を構成するものに、欠損、喪失等があることにより、日常生活又は社会生活(以下「日常生活等」という。)を営む上で社会的な支援を必要とする状態 (障害者) ア 前号イに掲げる障害がある市民 イ 前号イに掲げる障害があることにより、継続的に日常生活等において活動の制限又は参加の制約を受けている市民</p>
<p>差別の定義</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>	<p>(障がい者の権利擁護) 第19条 道及び道長等は、地域で暮らす障がい者の権利擁護に配慮しなければならない。 (障がい者への配慮) 第20条 道及び道長等は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活をするために必要な場において合理的配慮(障がい者が、障がいがない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮をいう)に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない。 ※差別や不利益な取り扱いが有る場合、また、合理的な配慮について具体的な例は条例には明記されていない。条文では合理的配慮、差別、不利益な扱い、差別の語が並列されており、差別は上位概念になっていない。</p>	<p>第2条(2) 不利益な取扱い 障がいがあることを理由として不利益な区別、排除及び権利の制限をすること並びに障がいがないと実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための必要かつ合理的な配慮(社会通念に相当と認められる程度を超えた人的負担、物的負担、経済的負担その他過度な負担を課するものと認められる場合を除く。)をしないこと。 第7条 何人も、障がいのある人に対し、不利益な取扱いをしてはならない。 ○不利益な取扱いの禁止(第7条)として、「何人も、障がいのある人に対し、不利益な取扱いをしてはならない」とを定めて。 ○合理的配慮に基づく措置として不利益な区別、排除及び権利の制限をすること並びに障がいがないと実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための必要かつ合理的な配慮(社会通念に相当と認められる程度を超えた人的負担、物的負担、経済的負担その他過度な負担を課するものと認められる場合を除く。)をしないこと。 ○虐待の禁止事由(千葉県、北海道条例の規定と同く) ○県の逐条解説には「第2条第2項における定義により、「合理的な配慮を行わないこと」も「不利益な取扱い」に含まれることから、合理的な配慮の欠如も禁止されることとなります。」と記載されており、不利益な取扱いと合理的配慮の提供を行わないこととの関係の扱いに特徴がある。</p>	<p>第2条(2) 不利益な取扱い 障がいがあることを理由として不利益な区別、排除及び権利の制限をすること並びに障がいがないと実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための必要かつ合理的な配慮(社会通念に相当と認められる程度を超えた人的負担、物的負担、経済的負担その他過度な負担を課するものと認められる場合を除く。)をしないこと。 第7条 何人も、障がいのある人に対し、不利益な取扱いをしてはならない。 ○不利益な取扱いの禁止(第7条)として、「何人も、障がいのある人に対し、不利益な取扱いをしてはならない」とを定めて。 ○合理的配慮に基づく措置として不利益な区別、排除及び権利の制限をすること並びに障がいがないと実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための必要かつ合理的な配慮(社会通念に相当と認められる程度を超えた人的負担、物的負担、経済的負担その他過度な負担を課するものと認められる場合を除く。)をしないこと。 ○虐待の禁止事由(千葉県、北海道条例の規定と同く) ○県の逐条解説には「第2条第2項における定義により、「合理的な配慮を行わないこと」も「不利益な取扱い」に含まれることから、合理的な配慮の欠如も禁止されることとなります。」と記載されており、不利益な取扱いと合理的配慮の提供を行わないこととの関係の扱いに特徴がある。</p>	<p>第2条(2) 不利益な取扱い 障がいがあることを理由として不利益な区別、排除及び権利の制限をすること並びに障がいがないと実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための必要かつ合理的な配慮(社会通念に相当と認められる程度を超えた人的負担、物的負担、経済的負担その他過度な負担を課するものと認められる場合を除く。)をしないこと。 第7条 何人も、障がいのある人に対し、不利益な取扱いをしてはならない。 ○(差別の禁止) 第8条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。 ○合理的配慮に基づく措置として、障害者が障害を原因として日常生活等を営む上で不可欠な活動を行うことができるようにするために、用具又は機器の提供、建築物又は設備の改修その他の当該障害者の環境を調整する措置とする。 ○差別行為として、日常生活や社会生活において障害者が必要な意思表示を行う時、教育を受ける時、雇用される業務に従事する時、保健医療サービスまたは福祉サービス、商品に関わるサービス等の提供、建築物や設備の利用、情報の提供において、正当な理由なく障害者でないものと比べて不利益な取扱いを行う事を明示。 ○虐待の禁止事由(千葉県、北海道、岩手県、熊本県条例の規定と同じ)</p>
<p>責務(自治体)</p>	<p>(県) ①障害のある人に対する理解を広げる ②差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定、実施 ③市町村と連携 ④市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない</p>	<p>(県) ①障害者の自立と社会経済活動への参加の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定、実施 (市町村) ②県の施策とあわせて、地域における障害者の状況等を踏まえ、障害者の自立と社会経済活動への参加の促進に関する施策を策定、実施 ③必要な財政上の措置を講ずるよう努める</p>	<p>第3条 市は、市民、県その他関係機関及び民間団体等(以下「関係機関等」という。)と連携して、虐待の早期発見及び被害者等の迅速な安全確認に努めなければならない。 2 市は、虐待を受けた児童等(虐待を受けたと思われる児童等を含む。以下同じ。)を発見した場合、当該児童等の安全を確保し生命を守ることを最優先として、関係機関等と連携し、迅速かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 市は、虐待の防止を図るため、必要な施策の実施及び体制の整備に努めなければならない。 第5条 市は、虐待を早期に発見するため、虐待を受けた児童等を発見した者からの通告を常時受け取ることができる体制を整備しなければならない。 2 市長は、前条の規定により通告を行った者に対し、不利益が生じることのないよう必要な措置を講ずなければならない。 (安全確認) 第6条 市長は、通告等により虐待が行われていると認めるときは、児童等の安全確認を行うため、当該職員をして、必要な調査又は質問等を行わせることができる。</p>	<p>(道) ①地域づくりを推進する施策を総合かつ計画的に策定し、実施する責務 ②市町村との緊密な連携 ③市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努める責務 ④市町村の取組に対して、支援のための措置を講じる責務 ⑤市町村の取組に対する助言等を行う支援員を配置 ⑥施策に必要な人材を養成 ⑦必要な財政上の措置を講ずるよう努める</p>	<p>(県の責務) 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。))にのっとり、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。 (市町村の役割) 第5条 市町村は、基本理念にのっとり、当該市町村の地域の特性に応じて、それぞれの立場において、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を推進するよう努めるものとする。 (交流機会の拡大等) 第9条 県は、障がいのある人と障がいのない人との交流の機会の拡大及び充実を図るとともに、障がいのある人と障がいのない人との交流の場への積極的な参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (情報の提供及び意見の聴取) 第11条 県は、障がいについての理解の促進に資する情報を県民等に対し提供するとともに、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する普及啓発に努めるものとする。 2 県は、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、県民等から意見を求め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (相互連携) 第13条 県は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策の推進に当たっては、障がいのある人の団体その他の社会福祉関係団体(以下「関係団体」という。)及び市町村と緊密な連携を図るものとする。(関係団体等への支援) 第14条 県は、県民等及び関係団体から自発的に行う障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に資する活動を促進するため、必要な施策を実施するものとする。 (財政上の措置) 第16条 県は、障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 (県) ○県は、障害のある人に対する不利益な取扱いの解消に関し、県民等から意見を求め、必要な措置を行うよう努める。 ○県は、障害のある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対する助言及び調整等の必要な措置を行う。</p>	<p>(市の責務) 第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。))に基づき、障害者基本法その他の法令との調和を図りながら、障害者の権利の擁護並びに障害者の自立及び社会参加の支援に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及びこれを実施するものとする。 ○市長は、差別を受けた障害者から申立があったときは、相談支援事業者と連携して事実調査を行う。 ○市長は、両者間の助言及びあっせんが必要と認める場合には、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会に審議を求め、相手方が助言があっせんに従わないときは、市長は、当該助言の内容を公表することができる。 ○虐待については、第2章(障害者の権利擁護)第1節(障害者への差別禁止等)に続いて第2節(障害者への虐待の禁止等)を設けて、通報、立ち入り調査、体制の整備、虐待防止の取組状況の公表等を規定。</p>

<p>条例の名称</p>	<p>障害のある人もない人も共に暮らしやすい条例</p>	<p>山梨県障害者居住条例</p>	<p>行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例</p>	<p>北海道障がい者及び障がいのない者の権利擁護並びに障がい者及び障がいのない者が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例</p>	<p>障がいのある人もない人も共に学び共生する岩手県づくり条例</p>	<p>さいたま市誰もが共に暮らしするための障害者の権利の擁護等に関する条例</p>
<p>【県民(障害当事者を含む)】</p>	<p>(県民) ①障害のある人に対する理解を深めるよう努める ②県又は市町村が実施する、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくすための施策に協力するよう努める (障害者および関係者) 障害のあることによる生活上の困難を周囲の人に対して積極的に伝えるよう努める</p>	<p>障害者の自立と社会経済活動への参加の支援に努めるとともに、県及び市町村が実施する施策に協力する (障害者) 自ら進んで、その自立を図り、社会を構成する一員として社会経済活動に参加するよう努めなければならない</p>	<p>第4条 虐待を受けた児童等を発見した者は、速やかに市長に報告しなければならない。 第6条 2 児童等の保護者、養護者その他関係者は、前項に規定する安全確認に協力しなければならない。</p>	<p>①障がい者及び障がい者に対する理解を深める ②暮らしやすい地域づくりを推進するための施策に協力するよう努める (道および道民) ①権利擁護に配慮する義務 ②合理的配慮に努める ③差別や不利益な扱いの禁止 (道および関係者) ①情報の保護に留意する ②相互に連携 ③その真実と能力に応じて暮らしやすい地域づくりを推進するために、障害者が必要とする情報の提供をするよう努める (市町村) 暮らしづらさを解消するための調整委員会の設置</p>	<p>第6条 県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、障がいのある人が、地域の一人として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できるよう、支援に努めることにより、障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりに努めるものとする。 2 県民等は、基本理念にのっとり、障がいについての理解を深め、障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消並びに県及び市町村が実施する障がいについての理解の促進及び障がいのある人に対する不利益な取扱いの解消に関する施策への協力に努めるものとする。 3 県民等は、障がいのある人の家族に対して必要な配慮をするよう努めるものとする。 4 障がいのある人は、自らの障がいの特性及び障がいのあることによる生活上の困難について県民等に伝え、理解が得られるよう努めるものとする。</p>	<p>(市民等の責務) 第5条 市民及び事業者は、基本理念に基づき、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の権利を尊重し、地域で誰もが共に暮らしやすいための良好な環境づくりに努めなければならない。 (虐待の禁止) 第16条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。 (通報) 第17条 市民並びに事業者及び関係機関(これらの従業員を含む。)は、虐待を受けたと思われる障害者を発見したときは、速やかに、これを市長に通報しなければならない。 前項の規定による通報をされた事業者及び関係機関は、当該通報をした従業員その他の者に対し、当該通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。</p>
<p>差別の範囲・内容</p>				<p>(障がい者への配慮) 第20条 道及び道民等は、学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活するために必要な場において合理的配慮(障がい者が、障がいのない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようするために必要な配慮をいう)に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない。 ※条例には明記されず別途定められている。条文中では合理的配慮、差別、不利益な扱い、差別の語が並列されており、差別は上位概念となっていない。</p>		
<p>【福祉サービス】</p>	<p>①福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いられること ②本人の生命又は身体保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p>	<p>(県の努力義務) ①障害者の障害の種類及び程度に応じ、社会福祉施設等社会福祉事業に係る施設が総合的に整備されるようにする ②障害者が安心して居宅における日常生活を営むことができるようにするために必要な施策を講じる ③障害者の福祉に関し専門的知識又は技能を有する者の養成及び確保に必要な施策を講じる</p>		<p>(高齢者施策等との連携) 第16条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、地域の特性に応じ、共生型事業(障がい者、高齢者、子どもなど地域福祉に係る施策について、これらを一体的に実施する事業をいう。以下この条において同じ。)の普及に努めるとともに、市町村が共生型事業を実施するに当たっては、必要な支援に努めなければならない。 第18条 道は、この条例に基づく障がい者の社会生活に関する施策の実施に当たっては、障がい者が希望する地域において暮らしやすくなるよう、サービス基盤の地域間格差の是正と地域間の均衡に配慮しなければならない。 (道の努力義務) 「保健・福祉及び教育との連携」として教育機関での取り組みについて道が配慮すること(第15条)、医療とリハビリテーションの確保について道が努める義務(第12条)、高齢者施策との連携(第16条)、地域間の均衡(第18条)として言及されている。</p>		<p>エ 保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供又は不特定かつ多数の者に対して行っている商品若しくはサービス(保健医療サービス及び福祉サービスを除く。)の提供者若しくは不動産の取引を、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。</p>
<p>【医療】</p>	<p>第二条2の二 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為 イ 本人の生命又は身体保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 ロ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強いる、又は隔離すること。</p>	<p>(県の努力義務) ①障害者の心身の状況に応じた治療、リハビリテーションその他の医療が提供されるようにする ②医療機関等と連携を図り、障害の原因となる傷病の早期発見及び早期治療の推進その他必要な施策を講ずるようにする</p>		<p>(医療とリハビリテーションの確保) 第12条 道は、地域で生活する障がい者に必要な医療とリハビリテーションを確保するよう努めなければならない。(道の努力義務)</p>	<p>(職員の育成) 第10条 県は、障がいのある人に対する支援を適切に行うため、医療、保健、福祉、教育等の業務において、障がいに関する専門的知識を有する職員の育成を図るとともに、すべての職員が障がいについての知識及び理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p>【商品・サービス】</p>	<p>サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p>			<p>(道の努力義務) 自立した生活の確保に向けた企業その他の事業者による自主的な取組を支援するよう努める義務 ※利用者・消費者による行為ではなく企業の取り組みとして言及されており、商行為・サービスの提供、労働者の雇用を含むことができると思われる</p>		

<p>条例の名称</p>	<p>障害のある人もない人も共に暮らす千葉県つくし条例</p>	<p>山梨県障害者居住条例</p>	<p>行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例</p>	<p>北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例</p>	<p>障がいのある人もない人も共に学び共に生きる若手果づくり条例</p>	<p>さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例</p>
<p>【雇用】</p>	<p>①労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること ②賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利な取扱いをすること ③本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること</p>	<p>(県の努力義務) ①障害者がその能力に応じて適当な職業に就くことができるようにするため、職業能力の開発及び向上の促進、就業の機会の確保その他必要な施策を講じる</p>	<p>(道の努力義務) ①障害者雇用率の達成はもとより、一層の障害者雇用の促進に努める ②前項以外者は、事業内容などを勘案して、障害者の雇用促進に努める ③障害を理由に、採用の拒否、解雇及び賃金、昇進等の労働条件や労働環境において、不利益又は不当な扱いを行わないよう努める義務 (知事の取り組み) ①障害者の就労支援を行う事業者に対する認証を行う ②事業者による認証の取を促進するための措置を講じる ・低利の融資</p>	<p>(道の努力義務) ①企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じる義務 ・障害者の希望と適性に応じ、障害者が雇用契約に基づき就労することが可能となること ・福祉的労働環境における工賃の水準の向上 ・その他必要な環境が整備されること ②就労支援推進計画を策定する義務(計画の策定に当たっては、あらかじめ、北海道障害者就労支援推進委員会の意見を聴かなければならない) ③道の物品又は役務の調達等に当たっては、福祉的就労関係事業所及び知事による認証を取得した事業者に対し配慮するよう努める (道と使用者の義務) ①障害者雇用率の達成はもとより、一層の障害者雇用の促進に努める ②前項以外者は、事業内容などを勘案して、障害者の雇用促進に努める ③障害を理由に、採用の拒否、解雇及び賃金、昇進等の労働条件や労働環境において、不利益又は不当な扱いを行わないよう努める義務 (知事の取り組み) ①障害者の就労支援を行う事業者に対する認証を行う ②事業者による認証の取を促進するための措置を講じる ・低利の融資</p>	<p>(教育の支援体制の整備及び充実)第12条 県は、障がいのある人もない人も共に生きる地域づくりの推進に果たすべき教育の役割の重要性にかんがみ、障がいのある人が障がいのない人と共に学び、必要な教育を受けることができるよう、教育の支援体制の整備及び充実に努めるものとする。</p>	<p>イ 障害者に教育を行い、又は受けさせる場合に行う次に掲げる行為 (ア) 正当な理由なく、障害者に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。 (イ) 障害者若しくはその保護者の意見を聴かずに、又は障害者若しくはその保護者に必要な説明を行わずに、入学する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。以下同じ。)を決定すること。 (ウ) 合理的配慮に基づく措置を行わなければならない授業又は試験を受けられないことその他の障害者の不利益となることを知りながら、合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること。</p>
<p>【教育】</p>	<p>①本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと ②本人若しくはその保護者の意見を聴かずに、又は必要な説明を行わずに、入学する学校を決定すること</p>	<p>(県の努力義務) ①障害者がその年齢、能力並びに障害の種別及び程度に応じ、適切な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の充実その他必要な施策を講じる ②障害者に対する理解と思いやりのある児童等を育成するための福祉教育を推進する</p>	<p>(切れ目のない支援) 第14条 道は、障がい者の乳幼児期、学齢期等生涯を通じて一貫した切れ目のない支援を確保できるよう努めなければならない。 (保健・福祉及び教育との連携) 第15条 道は、保健・福祉と教育との連携を推進するに当たっては、次の道に配慮しなければならない。 (1) 障がい児の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること。 (2) 障がい児を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようにすること。 (3) 前号の教育機関の取組の推進を図るため、道及び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び確保に努めること。 (4) 障がい児に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力の下で行われること。 (5) 学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障がい者に関する理解の促進が図られるようにすること。 (道の配慮義務) ①障害者の希望などに応じた教育及び保育が受けられるようにすること ②障害者を受け入れる教育機関において、関係機関との連携等を通じて、必要な介助、医療的ケア及び自立活動の指導の充実が図られるようにすること ③障害者に対する支援が、学校及び放課後を問わず、地域全体の連携及び協力の下で行われること ④学校教育及び社会教育など生涯学習の場において、障害者に関する理解の促進が図られるようにすること (道および関係機関の努力) ②道の教育機関の取組の推進を図るため、道及び関係機関は専門知識を有する人材の育成及び確保に努めること</p>	<p>(道の努力義務) (移動手段の確保) 第13条 道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない。</p>	<p>(道の努力義務) (移動手段の確保) 第13条 道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない。</p>	<p>オ 不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設の本質的な構造上やむを得ないとき、本人の生命又は身体の保護のため必要があるときその他の正当な理由があるときを除き、障害者の持つ障害を理由として、当該建物その他の施設又は当該公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。</p>
<p>【建物・公共交通機関】</p>	<p>①建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること ②本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p>	<p>(県の努力義務) 障害者が公共の交通機関を容易に利用することができるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない その他福祉のまちづくりに関連して、助言、指導、検査、立ち入り調査、勧告、公表を規定</p>		<p>※商品・サービスの項に記した通り、企業の取り組みとして言及してある障害者の生活の場としての不動産の取引を含むと解することができると思われる。</p>		<p>(障害者の居住場所の確保等) 第4条 市は、障害者が自ら選択した地域で生活を営むことができるようにするため、障害者の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な施策を講じなければならない。 2 事業者は、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、市及び相談支援事業者と連携し、障害者が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な居住する場所の提供に努めなければならない。</p>
<p>【不動産取引】</p>	<p>障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p>					<p>(障害者の居住場所の確保等) 第4条 市は、障害者が自ら選択した地域で生活を営むことができるようにするため、障害者の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な施策を講じなければならない。 2 事業者は、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、市及び相談支援事業者と連携し、障害者が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な居住する場所の提供に努めなければならない。</p>
<p>【情報の提供】</p>	<p>①障害のある人に対して情報の提供をすることに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること ②障害を理由として、障害のある人が情報の提供をすることに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること</p>	<p>(県の努力義務) ①県民が障害者について理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行う ②障害者の自立と社会経済活動への参加の促進に関し、障害者に対し、障害の種別に応じた適切な情報の提供を行うよう努める</p>		<p>(情報の提供) 第7条 道及び障がい者に係る情報を有するものは、情報の保護に留意するとともに、相互に連携し、その責任と能力に応じて暮らしやすい地域づくりに推進するために、障がい者が必要とする情報の提供に努めるものとする。 (道と道民の努力義務)</p>		<p>カ 日常生活等を営む上で必要な情報を提供する場合において、正当な理由なく、障害者の持つ障害を理由として、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課すこと。 キ 障害者が日常生活等を営む上で必要な意思表示を行う場合において、正当な理由なく、障害を理由として、当該障害者が用いることができる手段による意思表示を受け拒否し、受け拒否することができる意思表示の手段を制限し、又は意思表示を受けることに条件を課すこと。</p>

条例の名称	障害のある人もない人も共に暮らす千葉県 山梨県障害者居住条例	山梨県障害者居住条例	行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
【選挙権の行使】						
【行政手続き】						
【文化的生活】		(県の努力義務) ①障害者が自主的かつ積極的に文化、スポーツ及びレクリエーションに関する活動に参加することができるようにするために必要な施策を講じる ②障害者の国際友好親善に資するための施策を推進する		(障がい者の家族に対する配慮) 第17条 道は、この条例に基づく施策の実施に当たっては、障がい者の家族に対して必要な配慮をしなければならない。 (地域間格差の是正等) 第18条 道は、この条例に基づく障がい者の社会生活に関する施策の実施に当たっては、障がい者が希望する地域において暮らすことができるよう、サービス基盤の地域間格差の是正と地域間の均衡に配慮しなければならない。 ※障害者個人の文化的な生活を保障することを直接的に規定する条文ではないが、家族への支援を行うこと、提供される支援に地域間格差を生じさせないこととしていることよって、地域社会の一員としての障害者、家族の一員としての障害者を間接的に支援の対象としているとみてこの項目に該当すると見なした。		
虐待の定義	①身体的虐待 ②性的虐待 ③放任 ④心理的虐待 ⑤財産の搾取 ※上記は条例制定時の定義。障害者虐待防止法の施行にともない虐待の定義に関する事項であった。障害者虐待の禁止(第九条)、通報(第十条)、通報があった場合の権限行使(第十一条)等の関係条文はすべて削除された。		ア 身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加えること又は不適切な身体的拘束若しくは行動制限を行うこと。 イ 性的暴力又は性的いたづらを加えること。 ウ 著しい精神的苦痛を与える言動を行うこと。 エ 養護を著しく怠ること。 オ 高齢者又は障害者の所有する財産を不適切に使用し、又はその意思に反して損害を与えること。	(虐待の禁止) 第21条 何人も、障がい者に対し、次に掲げる行為(以下「虐待」といふ。)を行ってはならない。 (1) 障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (2) 障がい者に対して性的暴力を加えること。 (3) 障がい者に対して著しい精神的苦痛を与える言動を行うこと。 (4) 障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 (5) 障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。	第8条 何人も、障がいのある人に対し、次に掲げる行為(以下「虐待」といふ。)をしてはならない。 (1) 障がいのある人の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 (2) 障がいのある人に対して性的暴力を加えること。 (3) 障がいのある人を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障がいのある人を養護すべき義務を著しく怠ること。 (4) 障がいのある人に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がいのある人に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 (5) 障がいのある人の財産を不当に処分することその他当該障がいのある人から不当に財産上の利益を得ること。	(9) 虐待 次に掲げる行為をいう。 ア 障害者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 障害者に対して性的暴力を加えること。 ウ 著しい精神的苦痛を与える言動を行うこと。 エ 養護を著しく怠ること。 オ 高齢者又は障害者の所有する財産を不適切に使用し、又はその意思に反して損害を与えること。
解決のための仕組み【調整】	調整委員会の設置			障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会(第41条)の所掌事項として定義。また、地域づくり推進員(第46条)は、調査(第47条)、勧告、指導(第48条)を行うことができる (所掌事項) 第42条 地域づくり委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) 当該地域で暮らしやすい地域づくりに関すること。 (2) 差別や虐待及び権利擁護に関すること。 (3) その他地域で暮らしやすい地域の暮らしに関すること。	地域調整会議を開催 (不利益な取扱い等)に関する相談、助言等 第15条 県は、障がいのある人に対する不利益な取扱い及び虐待に関する相談に応じ、これに対する助言及び調整等必要な措置を講ずるものとする。 ○逐条解説 本条に規定する相談、助言等の実施に当たっては、障がいのある方々の便宜、実効性の確保等の観点から、居住する市町村の地域内で相談等を受けた後に、専門的な見地から助言を行ったり、必要に応じて関係機関の調整などを行うことができるような体制(市町村単位の窓口→障がい保健福祉圏域単位の対応)とすることが望ましいと考えられるところです。 ・地域で解決できない困難事例については、岩手県保健福祉部(創設)の意見を聞きながら助言・調整を実施する。	(委員会の設置等) 第15条 市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査審議するため、さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会を設置する。
【構成】	・20人以内 ・障害のある人 ・保健委員 ・福祉、医療、雇用、教育、法律その他障害のある人に対する差別の解消について専門的な知識を有する者			(組織) 第43条 地域づくり委員会は、委員10人以内で組織する。 (委員) 第44条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。 (1) 当該地域で暮らしやすい地域づくりに関すること。 (2) 地域住民 (3) 学識経験者 (4) 関係行政機関の職員 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、再任されることができる。	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例 2 委員会は、委員10人以内をもって組織する。 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 障害者 (3) 事業者の代表者 (4) 障害者に関係する団体の代表者 (5) 市民 (6) 関係行政機関の職員 (7) 市職員 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 5 委員が欠けた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
条例の名称	障害のある人もない人も共に暮らす千葉県 山梨県障害者居住条例	山梨県障害者居住条例	行田市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例	さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

【相談員】	広域専門指導員の委嘱、地域相談員			地域づくり推進員		
【調整の方法】	相談、調査、助言、斡旋、勧告、訴訟の援助、表彰、情報の提供			地域づくり推進員(第46条)は、調査(第47条)、勧告、指導(第48条)を行うことができる 知事は、改善の勧告に対し改善が図られないものについて、勧告の内容を公表することができる(第48条3)	助言、調整 市町村等の相談窓口は、相談を受け付け、相談内容等を広域振興局等へ引き継ぐ。 県の相談窓口は、引き継ぎを受けた相談内容の確認を行う。	調査および助言、斡旋
【罰則】	一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金					
【その他】	推進会議を設置し分野別会議を置く			北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部(第49条)にて総合的な施策に係る事項の企画、調整、検討、さらに、調査部会をもち調査を実施(第50条) ・認証制度(第30条)の創設と、道の調達における優遇措置(第32条)(調達等への配慮) 第32条 道は、障がい者の就労を支援する施策を推進するため、道の物品又は役務の調達等に当たっては、福祉的就労関係事業所及び第30条の認証を取得した事業者に対し配慮するよう努めるものとする。		権利擁護に関する委員会のほかに同条例において地域自立支援協議会が規定されている(第31条)
参考にした資料等について	条文以外の情報については千葉県「障害者差別をなくすための研究会」会議資料より	愛知県障害者(児)の生活と権利を守る連絡協議会(愛障協)ホームページリンクより				

*福祉労働133号(2011)等を参照した。

<p>条例の名称</p>	<p>障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例 (熊本県条例第32号)</p>	<p>障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例 平成23年12月15日八王子市条例第24号</p>	<p>障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例 (平成25年5月31日長崎県条例第25号)</p>	<p>宮城条例案</p>	<p>鳥取県人権侵害救済条例</p>	<p>愛知条例案綱要b</p>
<p>制定までの経過</p>	<p>平成20年、浦島知事のマニフェスト、東氏を中心とした準備会を経て翌21年につくる会を発足、東氏の異動により22年から県ろう者福祉協会松永氏が代表を引き継ぎ、事例募集を経て、県は22年4月に条例検討委員会を設置、11月までに5回の委員会を開催した。条例案は翌7月定例会に提出される予定であったが自民党県議員が条例案に反対し、改定の後、23年6月定例会で全会一致で可決成立した。</p>	<p>平成19年12月にJILを中心として八王子障害者の権利を考える会が設立された。平成20年から障害者団体が主催して、障害者の権利を考えるセミナーや勉強会が定期的に開催され、障害者の権利擁護に対する意識・機運が高まり、平成22年第4回市議会定例会に障害者の権利を擁護するための条例制定の議案が提出された。この議案が全会派一致で採択されたことを受け、市では障害者に対する差別をなくすための取組を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、障害の有無を問わず、地域社会で共に支えあい安心して暮らせるまちを目指した条例案を策定するという方針に至った。</p>	<p>県内の障害者関係団体等で構成される長崎県障害者差別禁止条例(仮称)制定推進協議会において案案が検討され、県議会条例制定検討協議会が検討を引き継ぎ、議員提案案として可決成立した。</p>	<p>渡野史郎知事が既施設化などと並行して、千葉県条例づくりに刺激されて制定を提案。当事者団体を中心に作業が始められ、関係者が千葉県研究会を構築したこともあった。条例案の作成について当事者団体以外の意見が統一されず、知事の交代もあって運動としてはなかった。</p>	<p>平成18年、片山晋博知事にて可決成立した。人権侵害の規定が明確でないこと、救済においてマスコミが除外されていないことについて、県選士会、自派連、地元および全国紙のマスコミ各社が反対運動を展開し、後日条例の施行をさかのぼって停止する条例を制定した。</p>	<p>平成19年2月に愛知障害フォーラムADFが設立。県議会に置いて議員立法の経験がないことから、平成18年12月に県議会民主党にてプロジェクトチームが発足していたが、ADFは県議団からの協力参加を拒否、事例募集から、独自に案を作成することになった。千葉県条例などの制定状況を踏まえて条例案の見直しも行われたが、ADF案には、民主党が別途作成している事案であるという理由で自民党が反対。その後ADFの代表の交替などもあり運動が立ち消えとなった。</p>
<p>年および動き</p>	<p>平成23年7月1日施行、24年4月1日全面施行</p>	<p>平成24年4月1日施行</p>	<p>平成25年5月22日可決成立、同月31日公布 平成26年4月1日から施行 第3章第1節の規定(調査委員会)は、公布の日から施行する</p>	<p>平成17年5月15日作成案(第7回)「障害者差別をなくすための研究会」(平成17年5月26日開催)会議資料)</p>	<p>平成18年6月1日施行 平成19年4月1日、18年3月28日に遡り停止する条例が施行 (平成21年2月県議会に代替案を提案)</p>	<p>平成20年10月に議長に提出(議会への練成書という形で提出)</p>
<p>障害の定義</p>	<p>第2条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活上に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>	<p>①身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) ②その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活上に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 ③社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。</p>	<p>第2条 この条例において「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」と称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活上に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p>	<p>身体障害、知的障害、精神障害又は発達障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活上において相当な制限を受ける人</p>	<p>継続的に日常生活又は社会生活が相当な制限を受けられる身体障害、知的障害又は精神障害</p>	<p>心身の状態が、疾病、要介護、傷害その他の事情に伴い、その時々で社会的障壁において求められる能力又は機能に達しないことにより、個人が日常生活又は社会生活において継続的に制限を受ける状態 ①障害者基本法に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害 ②発達障害者支援法に規定する発達障害 ③障害者基本法に規定する身体障害、知的障害若しくは精神障害があることにより、継続的に日常生活又は社会生活上において相当な制限を受ける状態 ④上記に準じる障害の記録又は、そのような障害があるとみなされる状態</p>
<p>差別の定義</p>	<p>第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを含むことにより障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮(第11条第1項において「合理的配慮」という。)がされなければならない。 ○雇うサービス、医療、商品又はサービス、労働、教育、建物交通機関の利用、不動産取引、情報提供、使用会社の意思表示などにやむを得ない合理的理由がある場合を除いて、不利益取扱いを禁止。 ○虐待の禁止事由(千葉県、北海道、岩手県条例の規定と同じ) ○社会的障壁の除去は、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを含むことにより障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならないことを明示。</p>	<p>障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をいう。</p>	<p>第2条 この条例において「差別」とは、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行うこと又は合理的配慮を怠ることとする。 4 この条例において「不均等待遇」とは、障害又は障害に関連する事由を理由として、区別、排除若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他の異なる取扱いをすることをいう。 6 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人の求め又はその家族等の求め(障害のある人がその意思の表明を行うことが困難である場合に限る。)に応じて、障害のある人が障害のない人と同等の権利を行使するため又は障害のない人と同等の機会及び待遇を確保するために必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うこととする。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過度な負担になるものを除く。</p>	<p>※生活分野別に差別行為をあげることにより、差別の定義とてある。</p>	<p>(人権侵害の定義) ①不当な差別的取扱い又は差別的言動 ②虐待 ③意に反して行つた言動 ④名誉又は社会的信用を低下させる目的で、公然と誹謗、中傷、誹謗などの情報を公然と表示 ⑤依頼を受けて権利利益を不当に侵害するおそれがある物を収集する行為 ⑥著しく粗野または乱暴な言動を反復する行為 ⑦特定多数の者が有する属性を識別することを可能とする情報を公然と表示 ⑧不当な差別的取扱いを旨とする思想を公然と表示する行為</p>	<p>①不利益な取り扱い ②排除ないし制限する行為(直接差別・間接差別) ③実質的平等を確保するための合理的な配慮を怠ること</p>
<p>責務(自治体)</p>	<p>○不利益取扱いを受けた障害者は、知事に対し、助言又はあっせんを求めることができ、知事は「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」に助言又はあっせんに関する書面を請求することができる。 ○同調整委員会は相手方があっせんに応じないときは、知事に勧告を求めることができ、知事は相手方が勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。 ○県は、全ての県民の不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する特定相談窓口、地域相談員及び広域域相談員と協力して必要な業務(①関係者への必要な助言、②関係者間の調整、③関係行政機関の通告、連絡等)を行う。</p>	<p>(市) 基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解をを広げ、差別をなくすための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。 ・市民及び事業者が障害及び障害者に対する理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。 ・障害者に対する支援を適切に行うため、全ての職員が障害及び障害者についての知識を習得し、及び理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(県の責務) 第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害者基本法その他の法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)との調和を図りつつ、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を総合的かつ主体的に策定し、及び実施するものとする。 (県と市又は町との連携) 第5条 県は、市又は町がその地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、当該市又は町と連携するとともに、当該市又は町に対して、情報の提供、技術的助言その他の必要な措置を講ずるものとする。 (市及び町の役割) 第6条 市及び町は、基本理念にのっとり、県との適切な役割分担を踏まえて、その地域の特性に応じた、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。 (財政上の措置) 第8条 知事は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。 (県民の理解と関心の増進) 第40条 県は、障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすことの重要性に関する県民の理解と関心の増進が図られるよう、障害及び障害のある人に関する知識の普及啓発のための広報活動、障害のある人と障害のない人との交流の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>(県および市町村) 障害のある人の地域における社会参加を促すと共に、障害のある人に対する差別が生じないよう社会を実現しなければならない。 (県、市町村および県民) 積極的に人権教育、啓発を行い、障害者に対する無知、無関心、無理解、偏見をなくすよう努めなければならない</p>	<p>なし (代替案) 人権相談窓口の設置</p>	<p>①施策の策定と実施の責任 ②経済的、行政的、財政的支援の義務 ③市町村との連携と措置の義務</p>

条例名称	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例	宮城条例案	鳥取県人権侵害救済条例	愛知条例案
【県民(障害当事者を含む)】	県民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、障害者に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者の権利擁護等のための施策に協力するよう努めるものとする。	(市民及び事業者) 基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、市が実施する障害者に対する差別をなくすための施策に協力するよう努めなければならない。 市、市民及び事業者は、次に掲げる場合には、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。	(県民等の役割) 基本理念にのっとり、障害及び障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のある人及びその家族その他の関係者が障害による生活上の困難を軽減するための支援を周囲に気兼ねなく求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。 2 県民、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、県又は市若しくは町が実施する障害及び障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策に協力するよう努めるものとする。	(県民および事業者) 障害のある人に対する差別が生じないよう配慮することで、障害のある人の社会参加を促すと共に、障害のない社会を実現するよう努めなければならない。	なし	①理解の努力 ②当事者から発信の努力 ③施策への協力の努力
差別の範囲・内容	第8条 何びとも、次に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)を差してはならない。 第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを差ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮(第11条第1項において「合理的配慮」という。)がされなければならない。	(差別の禁止) 第9条 何人も、次条から第19条までに定めるもののほか、あらゆる分野において、障害のある人に対して、差別をしてはならない。	(福祉サービスの提供における差別の禁止) 第10条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害のある人の意思又はその家族等の意思(障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。)に反して、障害者支援施設その他福祉サービスを行う施設への入所(入居を含む。)又は通所を強制してはならない。 第13条 市は、障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において教育その他これに関連する支援を受けられるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。	①本人の意に反して施設生活を強いること ②自立生活において介助者の選択・利用を制限すること	①入所施設における生活の強制 ②サービスの提供の拒否、制限、条件を課す ③その他の不利益な取り扱い	
【福祉サービス】	○障害者に社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、(医療及びリハビリテーション) 第11条 市は、地域で生活する障害者に必要な医療及びリハビリテーションが受けられるよう医療関係団体との調整に努めるものとする。 ○障害者に障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、同条第17項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。 ○障害者に障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、同条第17項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。 ○障害者に障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、同条第17項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。	医療又はリハビリテーションを提供するとき。 教育を行うとき。 (医療及びリハビリテーション) 第11条 市は、地域で生活する障害者に必要な医療及びリハビリテーションが受けられるよう医療関係団体との調整に努めるものとする。 (教育) 第13条 市は、障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において教育その他これに関連する支援を受けられるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。	(福祉サービスの提供における差別の禁止) 第10条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、障害のある人の意思又はその家族等の意思(障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。)に反して、障害者支援施設その他福祉サービスを行う施設への入所(入居を含む。)又は通所を強制してはならない。 第13条 市は、障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において教育その他これに関連する支援を受けられるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。	①本人の意に反して施設生活を強いること ②自立生活において介助者の選択・利用を制限すること	①入所施設における生活の強制 ②サービスの提供の拒否、制限、条件を課す ③その他の不利益な取り扱い	
【医療】	第8条 (3) 障害者に医療を提供する場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為 ア 障害者の生命又はしんたいの保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。 イ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害者が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。	(医療の提供における差別の禁止) 第11条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害を理由として、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害のある人の意思又はその家族等の意思(障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。)に反して、医療を受けるよう強制してはならない。 2 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体上の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、医療の提供に關し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。	(医療の提供における差別の禁止) 第11条 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害を理由として、法令に別段の定めがある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害のある人の意思又はその家族等の意思(障害のある人の意思を確認することが困難である場合に限る。)に反して、医療を受けるよう強制してはならない。 2 医師その他の医療従事者は、障害のある人に対して、障害のある人の生命又は身体上の安全の確保のためやむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、医療の提供に關し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。	差別的機会を妨げ、サービスに格差を設けること	①提供の拒否、制限、条件を課す、その他不利益な取り扱い ②希望しない長期間の入院、医療の強制、隔離	
【商品・サービス】	(4) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれるおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。	商品を販売し、又はサービスを提供するとき。	(商品及びサービスの提供における差別の禁止) 第12条 商品及びサービス(第10条の福祉サービスを除く。以下同じ。)の提供を行う者は、障害のある人に対して、サービスの品質を著しく損なうこととなる場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、商品及びサービスの提供に關し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。	行政や接客等サービスの利用を制限し、拒否すること	提供の拒否、制限、条件を課す、その他不利益な取り扱い	

条例の名称	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例	宮城条例案	鳥取県人権侵害救済条例	愛知条例案綱要
【雇用】	<p>(5) 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対して、従事させようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(6) 障害者を雇用する場合において、障害者に対して、業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、配置(業務の配分及び権限の付与を含む)、昇進、降格、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。</p> <p>障害者雇用促進企業等からの物品等の調達に関する要綱(平成19年4月4日熊本県告示第337号一部改正)にて、促進企業、支援企業の登録を通して件の物品調達等の入札において優遇している</p>	<p>(市、市民及び事業者の合理的配慮への努力規定) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。</p>	<p>(労働及び雇用における差別の禁止) 第13条 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、労働者の募集若しくは採用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>2 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、次に掲げる事項について不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>(1) 賃金 (2) 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇 (3) 昇進、配置転換、休職及び復職 (4) 訓練及び研修 (5) 福利厚生 (6) その他の労働条件</p> <p>3 事業主は、障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、障害を理由として、当該障害のある人を解雇してはならない。</p>	雇用・解雇・賃金、労働条件において不利に扱うこと		<p>①応募・採用の拒否、条件を課す、その他不利益な取り扱い ②労働条件、配置、福利厚生などでの不利益な取り扱い ③障害を理由とした解雇、退職の強制</p>
【教育】	<p>(7) 障害者に教育を行う場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為</p> <p>ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。</p> <p>イ 障害者又はその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。第16条第2項において同じ。)への意見聴取及び必要な説明を行わないで、就学させようとする学校(同法第1条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校(小学部及び中学校に限る。)をいう。)を指定すること。</p>	<p>(市、市民及び事業者の合理的配慮への努力規定) 教育を行うとき。</p> <p>(教育) 第12条 市は、障害者である児童及び生徒がその年齢及び能力に応じ、その特性を踏まえた教育を受けようとする必要措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(教育) 第13条 市は、障害者である子どもが、可能な限りその身近な場所において教育その他のこれに関連する支援を受けられるよう適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(教育における差別の禁止) 第14条 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、就学に関して、法令等の趣旨に反し、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 障害のある人及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者又は就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)に対して必要な権限提供を行わないこと。</p> <p>(2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重せず、障害のある人及びその保護者との間で学校教育の場において必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。</p> <p>2 教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、学校教育の場において、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるように、障害のある人に対して、客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情なしに、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>本人およびその親権者の意に反して就学先を指定すること 親権者に過度の負担を強いること</p>		<p>①適切な指導・必要な支援を本人又は保護者の意に反して与えないこと ②本人又は保護者が希望しない学校への入学の強制 ③人的、物的、経済的負担を課すこと</p>
【建物・公共交通機関】	<p>(8) 障害者が不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両、自動車、船舶及び航空機の構造上やむを得ないと認められる場合、障害者の生命又は身障の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p>	<p>(移動手段の確保) 第9条 市は、障害者の社会参加を推進するため、障害者が必要とする移動の手段が確保できるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解及び協力を得よう努めるものとする。</p> <p>不特定多数の者が利用する施設(公共交通機関を含む。)を提供するとき。</p>	<p>(建築物の利用における差別の禁止)第15条 多数の者の利用に供される建築物の所有者、管理者又は占有者は、障害のある人に対して、当該建築物の構造上やむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該建築物の利用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>(交通機関の利用における差別の禁止) 第16条 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。)は、障害のある人に対して、その管理する旅客施設及び車両等の構造上やむを得ない場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該旅客施設及び車両等の利用に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>①公共交通機関の利用を制限、拒否 ②不特定かつ多数の者が利用する施設の利用を制限、拒否</p>		<p>利用の拒否、制限、条件を課す、その他不利益な取り扱い</p>
【不動産取引】	<p>(9) 不動産取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、買借権の譲渡若しくは買借権の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p>	<p>(市、市民及び事業者の合理的配慮への努力規定) 不動産の取引を行うとき。</p>	<p>(不動産取引における差別の禁止) 第17条 不動産の売買、交換又は賃貸借その他の不動産取引(以下「不動産取引」という)を行うおとす者は、障害のある人に対して、法令に別段の定めがある場合を除き、当該不動産取引の締結に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>取得・利用において不利に扱うこと</p>		<p>売却、賃貸、転賃、買借権の譲渡を拒否、制限、条件を課す、その他不利益な取り扱い</p>
【情報の提供】	<p>(10) 障害者から情報の提供を求められた場合において、障害者に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p> <p>(11) 障害者が意思を表示する場合において、障害者に対して、障害者が選択した意思表示の方法によっては障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。</p>	<p>(市、市民及び事業者の合理的配慮への努力規定) 意思疎通を図るとき及び不特定多数の者に情報を提供するとき。</p> <p>(情報伝達)第10条 市は、障害者が自ら選択するコミュニケーション手段(字簿、手話通訳、要約筆記、音声解説等)を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用拡充の支援に努めるものとする。</p>	<p>(情報の提供等における差別の禁止) 第18条 多数の者に対して情報の提供又は発信を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人が受けようとする手段による情報の提供又は発信を行うことに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該情報の提供又は発信に関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>(意思表示の受領における差別の禁止) 第19条 障害のある人が用いることができる手段による意思表示ではその意思を確認することに著しい支障がある場合その他の客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情がある場合を除き、当該意思表示を受けることに関し、不均等待遇を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>視覚、聴覚、知的障害者等の情報の利用を制限、拒否すること</p>		<p>本人への提供、本人の提供について拒否、制限、条件を課す、その他不利益な取り扱い</p>